

【質問】緊急避妊薬が発売されたと聞きました。詳しく教えてください。
(20代・女性)

緊急避妊薬

【回答】緊急避妊薬とは、避妊をしないで性交してしまった場合や、コンドームが破けるなど避妊に失敗した場合に、妊娠を防ぐ目的で緊急的に使用される薬です。無防備な性交の後、早急に服用する必要があります。

緊急避妊薬は、排卵を抑えたり遅らせたりすることで妊娠を防ぎます。すでに妊娠が成立した後は効果がなく、妊娠中絶薬ではありません。性交後72時間以内(3日以内)にできるだ

け早く服用することが重要で、服用が早いほど効果が高くなります。その効果は、24時間以内で約95%、25〜48時間で約85%、49〜72時間で約60%と時間の経過とともに低下します。ただ、服用にて100%妊娠を防げるわけではなく、予定の月経が来ない場合には妊娠の有無を確認

に医師の診察が必要のため、医療機関を受診できずに服用が遅くなるなどの課題が指摘されてきました。こうした背景を踏まえ、今年2月2日から、国は安全性を確保した上で一定の条件を満たした場合に限り、薬局で処方箋なしに販売できる制度を導入しました。

本人の意思で服用するかどうかをプラライバシーに配慮した環境で薬剤師が対面で確認し注意事項の説明を行います。さらには原則として薬局内で服用する「面前服用」が求められており、持ち帰ってから服用することはできません。このため、本人以外への販売はできません。



認する必要があります。服用の早さが効果にも直結する薬であるにもかかわらず、必要な場合

本薬剤は「要指導医薬品」として位置づけられています。国が定めた研修を修了した薬剤師が在籍し、産婦人科医療機関と連携体制を整えた薬局のみが販売でき、全ての薬局で購入できるわけではありません。購入の際には、性交か

外への販売はできません。年齢による購入制限はありませんが、16歳未満の場合や、性被害などが疑われる場合には、産婦人科の受診や支援機関につながることが重視されています。未成年であっても、保護者の同意は必要とされています。

厳格ルールで安全使用

対応薬局で面前服用

長崎県内では、2月2日時点で77薬局が対応薬局として登録されています。厚生労働省のホームページで確認してください。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。